

平成 24 年第 4 回更別村議会定例会会議録(2 日目)

平成 24 年 12 月 17 日

1. 出席及び欠席の議員は別表 1 のとおりである。
2. 会議事件は別表 2 のとおりである。
3. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席したものは別表 3 のとおりである。
4. 本会議の書記は下記の者である。

事務局長 林 光男 書記 佐藤敬貴
書記 佐藤ちはる

	議 事
議 長	ただいまの出席議員は、8 名であります。 定足数に達しておりますので、これよりただちに本日の会議を開きます。(10 時 00 分) 本日の議事日程は、あらかじめお手もとに配布したとおりであります。
議 長	日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。 会議録署名議員は会議規則第 118 条の規定により、議長において、7 番本多さん、1 番高木さんを指名いたします。
議 長	日程第 2、陳情第 1 号、泊原発 1、2 号機の再稼働の断念を求める陳情書の件を議題といたします。 本案について、委員会の審査報告を求めます。 堂場総務厚生常任委員会副委員長
総務厚生常任副委員長	第 4 回定例会において、総務厚生常任委員会に付託されました陳情第 1 号について、12 月 12 日に委員会を開催し、その審査を行いました。 その結果について報告いたします。 この陳情は、泊原発 1、2 号機の再稼働を断念することを求める内容です。 原発の安全性が問題視されている中、これからの原発設置には反対をしますが、存在する原発については、稼働の有無に関らず、想定を超える災害での危険性は回避できません。 一方、電気に依存する経済界、特に冬季間をしのがなければならない北海道の住民生活を考えたとき、安易に原発再稼働を断念できるのか、大きな問題です。 当委員会では、慎重に審査した結果、本件は、不採択と決定しました。
議 長	以上で審査の報告といたします。 これで、総務厚生常任委員会からの報告を終わります。 委員会報告が終わりましたので、これから質疑を行います。

		陳情第1号についての、委員会報告に対する質疑の発言を許します。 (ありませんの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これから討論に入ります。 委員会報告は、不採択であります。 これから陳情第1号に対する討論を行います。 討論の発言を許します。 (原案賛成の声あり)
議	長	これで討論を終わります。 おはかりいたします。 陳情第1号に対する委員会報告は、不採択であります。 陳情第1号は、委員会報告のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、陳情第1号、泊原発1、2号機の再稼働の断念を求める陳情書の件は不採択と決定しました。
議	長	日程第3、陳情第2号、高レベル放射性廃棄物の最終処分場の受け入れ拒否に関する決議を求める陳情書の件を議題といたします。 本案について、委員会の審査報告を求めます。 堂場総務厚生常任委員会副委員長
総務厚生常任副委員長		第4回定例会において、総務厚生常任委員会に付託されました陳情第2号について、12月12日に委員会を開催し、その審査を行いました。 その結果について報告いたします。 この陳情は、放射性廃棄物の最終処理方法を確立しないまま強引にすすめられてきた国の原子力行政は、幌延周辺や道北地域、そして道内をなし崩し的に最終処分場にされる危険性があります。 よって、更別村としては、①高レベル放射性廃棄物の最終処分場は受け入れない。②国の高レベル放射性廃棄物最終処分場に関わる「文献調査」の申し入れについては受け入れない決議を求める内容です。 当委員会では、慎重に審査した結果、本件は、願意妥当と認め、採択と決定しました。 以上で審査の報告といたします。 これで、総務厚生常任委員会からの報告を終わります。 委員会報告が終わりましたので、これから質疑を行います。 陳情第2号についての、委員会報告に対する質疑の発言を許します。 (ありませんの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。
議	長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。
 委員会報告は、採択であります。
 これから陳情第2号に対する討論を行います。
 討論の発言を許します。
 (原案賛成の声あり)

議長 これでは討論を終わります。
 おはかりいたします。
 陳情第2号に対する委員会報告は、採択であります。
 陳情第2号は、委員会報告のとおり決定することにご異議ありませんか。
 (異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。
 したがって、陳情第1号、泊原発1、2号機の再稼働の断念を求める陳情書の件は採択と決定しました。

議長 この際、暫時休憩いたします。 (10時07分)
 午前10時20分まで休憩いたします。
 <決議案及び追加の議事日程表 配布>

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。 (10時20分)
 おはかりいたします。
 休憩中に1番高木さんから、日程第5、決議案第1号、高レベル放射性廃棄物の最終処分場の受け入れ拒否に関する決議の件を議題といたします。
 提案理由の説明を求めます。
 1番 高木さん

1番高木議員 高レベル放射性廃棄物の最終処分場の受け入れ拒否に関する決議の提案理由を申し上げます。
 内容につきましては、別紙を参照いただき、要点のみ申し上げます。
 幌延深地層研究計画をめぐり、北海道は「核抜き条例」を制定し、道、幌延町、原子力機構は「研究のみ」とするなど三者協定を締結しています。しかし、国は、道を含む複数の自治体に、処分場確保に向けた「文献調査」を申し入れようとしています。原子力発電は、放射性廃棄物の最終処理方法を確立しないまま強引にすすめられてきました。
 今後、深地層研究計画を変質させ、幌延周辺や道北地域、そして道内をなし崩し的に最終処分場にされる危険性があります。
 よって、更別村としては、①北海道の「核抜き条例」にもとづき、高レベル放射性廃棄物の最終処分場は受け入れないこと。②国の高レベル放射性廃棄物最終処分場に関わる「文献調査」の申し入れについては受け入れないことを求め、別紙決議案を、高橋議員の賛成を得て提出するものです。
 ご賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げまして提案の理由

といたします。

議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
質疑の発言を許します。
(ありませんの声あり)

議長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから本案に対する討論を行います。
討論の発言を許します。
(原案賛成の声あり)

議長 これで討論を終わります。
これから決議案第 1 号、高レベル放射性廃棄物の最終処分場の受け入れ拒否に関する決議の件を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。
したがって、決議案第 1 号は原案のとおり可決されました。

議長 日程第 6、村政に関する一般質問を行います。
順次発言を許します。
7 番 本多さん

7 番本多議員 ただ今、議長から許可をいただきましたので通告に従いまして質問をさせていただきます。
私は鳥獣被害の現状と対策ということで村長にお伺いしたいと思います。
本村におきまして、年々農作物への被害、特に鹿によるものでございますけれども、増加傾向にあります。これは自己防衛か猟友会の皆様のご協力があつて防ぐものと思つているわけでございますが、近年の農作物への被害については目に余るものがございます。特に人畜への被害などは、まだ聞いておりませんが、行政として放置しておくわけにはいかないのではないかと感じております。昨年、一昨年の 2 年間にわたり、上更別保全会の事業において、上協和地区から更生地区において、総延長 18 キロメートルにわたりまして防護柵の設置をしたところですが、近隣農家のお話を聞きますと、防護柵付近の農作物の被害は減少しておりますし、鹿の頭数も減つているというふうに聞いております。まさに防護策の効果が出ているのではないかと感じております。それでも鹿の進入経路というのが変わつておまして、内部の方においては鹿の被害が続いております。この上更別地区だけの防護柵だけでは、村内の鹿の対策にはならないというふうに感じております。既設の防護柵につながる防護柵の設置をすべきではないかというふうに感じておりますので、そこで 3 点についてお伺いしたいと思います。

はじめに村内における鳥獣による農作物の被害の現状は。次に、猟友会への出動依頼の状況については。次に防護柵の設置の考えはということについて、村長のご答弁をお願いしたいと思います。

岡出村長

本多議員の鳥獣被害の現状と対策についてお答えを申し上げます。

1 点目の村内における鳥獣による農作物被害の現状でありますけれども、被害の届けで申し上げますと、過去5年間において、18,300千円、平均で年間3,600千円以上の被害ということであります。

また、本年度、キツネの被害により、出産直後の子牛が廃用となる事例も2件発生しているところであります。

この被害額の把握につきましては、これまで例年3月に各農事組合に依頼をいたしまして、調査を実施しておりましたけれども、農作業の開始時期と重なりまして、報告漏れ等も多数あると考えられ、また、この調査に関し、被害額が少ないというご指摘もいただいておりますことから、本年度から11月から翌年の2月まで、調査期間を十分取りまして、また各会合等で協力を呼びかけるなどいたしまして、被害の適正把握に努めたいと思っております。

2点目の猟友会への出役依頼状況につきましては、平成24年度においては、4月上旬から9月末日まで駆除隊を編成し、駆除にあたりとともに、一斉駆除を4回実施しております。

ヒグマの駆除も14回出動いたしまして、人家に近い等、危険性ありと判断して実施の一斉駆除を4回実施しております。

その他、随時、農業者からの通報によりまして、早朝の巡回等に努め、駆除総数につきましては、エゾシカ112頭、ヒグマ4頭他を駆除しているところであります。

村といたしましては、近年、エゾシカの異常な増加から、平成21年度より、更別村鳥獣害防止対策協議会を、村、農協、猟友会、森林組合、普及センター、農事組合の6者で組織をいたしまして、銃器免許取得者やワナ免許取得者に対する助成、わな等の捕獲機材の購入や貸出、捕獲報償費の拡大等を図り、人畜や農作物被害の防止に努めてきたところであります。

しかしながら、猟銃所持者の確保が思うように進まないということが大変苦慮いたしているところをございまして、農業者や農業関係機関に一層のご協力をお願いしたいと思っております。

エゾシカの異常な増加と、これによる被害に関しましては、これは北海道の大きな問題でございまして、現在65万頭に増加した異常な頭数を緊急対策として、適正な頭数まで駆除しなければ、一市町村の対応にも限界があるところでもあります。

ハンターの育成、駆除方法、残滓の処分問題など、法的な規制も多く、抜本的な国、道の対策を要請してございましてけれども、更に強く

求めてまいりたいと思っております。

3点目のエゾシカ防護柵の設置につきましては、現在、農地・水環境保全対策事業を活用されて、カントリーパークから南13線東6号付近までの間に設置をされて、個々の農業者が管理されておられますが、これにつきましては効果が見られるところであります。

それ以外の地区につきましては、周囲の状況等、地理的な条件からも設置されていないところでございます。

エゾシカから農作物等を守るためには、防護柵等による防護と駆除による個体調整が必要であると思っております。

被害の実態把握に努めまして、また高規格道路整備の環境変化等も勘案いたしまして、鳥獣害防止対策協議会と十分検討、研究し、防護柵の新設を含めて効果的な対策を見出してまいりたいと思っております。

以上答弁とさせていただきます。

議 長
7番本多議員

7番 本多さん

村内の農作物の被害状況でありますけれども、過去5年間で18,300千円、1年間の平均で3,600千円以上ということで、自分が想像していたより随分少ないのだなと思っていたところでございますけれども、これも農家の被害の実態を見て農家が申告するものによって計上されたものだと思うのですけれども、これも昨年までは農繁期に申告して下さいということで出ていたわけですが、今回は先月出されて2月までということで農閑期に被害の状況を捉えた中に出すということで、もうちょっと被害の状況が変わってくるのではないかなと思っております。そういった中でちなみに十勝管内の農林被害ですが、平成22年では8億円を超えて、また平成23年度では8億6,400万円ということで特に広尾町、足寄町においては既に1億円を超える被害が出ているそうです。また、生息率についても、推定で64万頭と公表されております。毎年、狩猟などによって駆除しても生息数は減っていかないなと思っております。そういうことによって、農作物の被害も増えていくのではないかというふうに思っております。また近年、車と鹿の衝突ということもよく耳にするわけですが、更別村の状況をJAの共済に聞いてきたわけですが、今年はなかったそうですけれども、去年、一昨年で9件あったそうです。これは車の被害で体はどうこうということはないかなと思いますが、これもかつてはなかったことで増えているということでございます。こういった状況の中で村として防護柵を設置するというのも考えていかなければならないということで、特に村長から防護柵を作りましょうという答弁はなかったわけですが、道の調査においても進入防止柵を設置した所については減少しており、防護柵のない所に移動して増加しているという調査結果も出ております。上更別では、去年、一昨年と地区に

議 長
村 長

において防護柵を作ったわけですけれども、資材、人件費等を含めると 2,500 万円程かかっているわけなのですけれども、これを是非とも生かしてほしいというふうに思うのです。そういった意味においてそれにつながった防護柵の設置をすべきではないかと思しますので、その辺についてもう 1 度ご答弁をお願いしたいと思います。

岡出村長

再質問をいただきました。

被害の状況につきましては、うちの方は被害の届出が少なく例年、同じような方が被害届を出されておりますけれども、大体 6 件位が被害の届出がございまして、しかし、牧草だとか、飼料作物、樹木の被害等、全く被害の状況はのぼってきませんけれども、これはかなりの被害額が出ていると私は思っているところでございまして。

特に被害が全村的にわたってございまして、特定地域からだけの被害報告ではなくて、被害を受けた所についてはきちんと出してもらいたいと思っているところでございまして。被害額が私どものところの報告は少ないのでありますけれども、300 万円程の対策を見ておりますので、ちょっと被害額と対策費のバランスというのが私は乖離しているのではないかと思っているところであります。

現在、道では 64 万頭から 38 万頭まで頭数を 40%削減しようという計画でございまして、現在の駆除頭数ではかえって増えるような状況でございまして、これは本当に抜本的な対策が必要だと私は思っております。そして交通事故も年々増えているところであります。村の公用車も 1 台廃車にするという事故が起きているわけでありまして、これは交通安全対策の面からも少し踏み込んで考えていかなければならないと思っているところであります。

そして、柵の件でございまして、閉鎖された協和のカントリーパークから国道まではかなり効果が見られる。ただ、その上の国道あるいは号線を抜けている所からは、やはりどうしても道路から進入が見られるわけでありまして、ちょっと効果にばらつきがあるということでございます。これから更別村はほとんどは他町村とオープンな形になってございまして、その辺をどうするのか、また被害の大きい地域を調べ上げて防護柵をやるにしても重点的にやっていかなければならないと思っておりますので、それらの状況等を調査させていただいて方向性を出していきたいと思っているところであります。

7 番 本多さん

議 長
7 番本多議員

こういった農作物の被害、あるいは交通事故というのは鹿がいなければ無いわけです。そういったことで、防護柵をして更別村に入れなくて隣の町村で止まってもらうということで、やっていただければ被害も少なくなってくるのではないかと思います。

1 点、先程の答弁の中で気になったのですけれども、猟友会の皆様に

は大変ご苦労されて狩猟されていると思うのですけれども、112頭の鹿が捕られたということですのでけれども、これは本当に処理についても疑問があるので、報償費を支払うにあたって多分今日捕ったものを持ってきて、その死体自体を確認してやるわけではないと思うのです。それを持ってきて報償費が支払われると思うのですけれども、それがお話を聞くところによると、十勝管内それぞれ近隣町村においても持ってくるものが違うというふうに聞いたのです。そういったことで、悪いことを考えれば隣の町村で捕ったものを持ってこれば報償費が支払われるので、そういったことも考えられます。そういったことで持ちよる部位というものが同じものでなければならないというふうに自分は思うのです。そういったことをちょっと検討してもらえないかなと思うのですが、その辺についてお伺いします。

議 長

答弁調整のため少々お待ち下さい。

岡出村長

村 長

まず駆除にあたっては広域的な駆除というものは本当にこれからは考えていかなければ、1町村だけやりますとどうしても他に逃げてしまう。こっちが止めると入ってくる。そういうような繰り返しをしてございますので、やはり駆除を広域的に一斉にやるという対策が必要であると思っておりますので、これについては道とも協議して広域的な一斉駆除をしていきたいと思っております。

それから証拠、証明となる部位については信用しないわけではありませんが、これについては他町村の状況ももう少し調査してそのような事例がないように改善していきたいと思っております。

7 番本多議員

これで質問を終わります。

ありがとうございました。

議 長

1 番 高木さん

1 番高木議員

通告書に従い質問させていただきたいと思っております。

今回、新エネルギーについてということで、更別村が今、太陽光発電について普及推進を進めてきているのですが、11月末に胆振地方で大きな停電など低気圧の影響で56,000世帯に被害が広がりました。3,000名以上の住民が避難所で一夜を過ごすことが起きました。今回の停電で、生活に及ぼす影響が改めて浮き彫りになりました。今年の夏、計画停電でも言われていたように、日常生活における電力の比重の高さが浮き彫りとなりました。更にその後、陸別町、足寄町でも停電の影響がありまして、相当影響が出て大変だったということも聞いております。

更別村においては、家庭、事業所の個人向け補助事業、公共施設においては積極的に設置を促進してきました。家庭用では、国の余剰電力買取制度を利用し、経費削減のメリットがある一方、公共施設のよ

うな電力量の大きい施設においては、補助的な電力供給に止まる可能性が高いようです。十分な電力を確保するには、設置規模を大きくしなければならず、費用対効果がなかなか得られません。来年には、福祉の里周辺での計画も進めていくことになっているようですが、これから村全体としてエコなまちづくりを進めていくのか、国の補助等の状況を見ながら、いくつかの施設にこれから設置し、利活用していくのか、少し細部の検討が必要ではないでしょうか。

自然エネルギーの特質のひとつとして、自己発電、地産地消があげられています。被災地東北の一部では、太陽光の街路灯を設置し、停電時にも使用可能で避難路確保に利用しています。小規模な設備においては、蓄電機能も活用できるように最近ではなってきました。村の施設の中には、いくつかの自家発電を整備した施設がありますが、今回の停電時のように信号機や避難所などでは電力供給が出来ず、苦慮したケースもたくさん見られております。災害時にも対応したエネルギーの利活用を再度検討する必要もあるのではないのでしょうか。道内においても、停電時における対応のマニュアルを作成というような方向性も示されておりますので、その辺も含めて検討していく必要があるのではないのでしょうか。

村内の街路灯もLED化をこれから進めていくわけですが、この対応についても太陽光と合わせた中で検討していくことも可能ではないのでしょうか。

新エネルギーにおける村のこれから目指す方向性と災害時の対応について、村長の考えをお伺いしたいと思います。

岡出村長

高木議員のご質問にお答えを申し上げます。

新エネルギーにつきましては、平成22年度に、化石燃料の枯渇に関わる、エネルギー問題と、地球温暖化、二酸化炭素削減対策としての環境問題に積極的に取り組み、新エネルギーの導入を通じた産業振興や雇用促進などを目的として、更別村地域新エネルギービジョンを策定したところであります。

この中で新エネルギー導入の可能性評価を行い、本村の地域特性上、賦存量が豊富な太陽光とバイオマスの新エネルギーの推進を図るべく、ビジョンの基本方針を太陽とバイオのまち“さらべつ”としているところであります。

その中で、バイオマスエネルギーにつきましては、実証実験段階などの理由もあり、平成26年度以降の検討とされておりますけれども、普及が進んでおります太陽光エネルギーにつきましては、公共施設での率先導入を進めることを目的に、太陽光エネルギー施設設置調査を行い、各施設における適正な設置システムの選定や設置場所、設置規模の選定を行うとともに、施設整備計画を立てまして、これまで更別

議 長
村 長

小学校に 10 キロワット、浄化センターに 50 kW を整備し、平成 25 年度には、福祉の里総合センターに 60 キロワットの太陽光発電システムの整備を計画するなど、順次整備を進めているところであります。

また、民間施設での太陽光発電の積極的な導入を進めるために、平成 21 年度から太陽光発電システム導入補助制度を設け、これまでに 54 件、約 400 キロワットのシステムを導入していただいているところであります。

こうした中で、東日本大震災での福島第 1 原発の事故を契機に、エネルギー政策の抜本的な見直しが迫られまして、地球環境の保全、自然エネルギーの自給率向上や地域経済対策などから、本年 7 月には、再生可能エネルギーによる発電の全量を、電力会社が固定価格で買い取る、固定価格買取制度が創設をされまして、メガソーラーを始め、太陽光発電施設の整備が積極的に進められている状況にあります。

議員のご質問でございますけれども、最近、十勝管内を含めまして道内において大規模停電が発生いたしまして、人々の暮らしに大きな影響を及ぼすとともに、その対応が喫緊の課題となっているところであります。

新エネルギーであります、太陽光発電につきましては、現在、普及されている家庭向けシステムにおきましては、通常 1,500 ワットを上限とした、自立運転機能が付いておりまして、停電時にも電気を得ることができ、災害時の一助となるものと考えております。

公共施設の太陽光発電につきましては、更別小学校の施設は、停電時への対応は出来ておりませんが、浄化センターの太陽光発電は、自己消費を主とした構造のため、停電時に不足する部分を自家発電により補給する仕組みとなっております。

しかしながら、太陽光発電につきましては、日照条件に左右される弱点がありまして、現在、この弱点を補うために蓄電池の開発が進められておりますけれども、現在、容量や価格などにおいて、なお課題がありますことから、状況を見極めながら、公共施設への導入や支援制度など、検討を進めてまいりたいと考えているところであります。

一方、電力供給のひっ迫などを背景といたしまして、IT 技術や新エネルギーを有効活用するため、各家庭や事業所などで、エネルギーの消費を抑え、地域内で有効活用する、スマートコミュニティなど、次世代の電力ネットワークの研究がされております。

これらの技術は、まだ研究の段階でございますが、また、壮大な計画ではありますけれども、停電時の有効な対策になるものと大変関心を持っているところでございます。

こうした中で、更別村総合計画で定めるまちづくりの生活の安心を高めるまちづくりの基本目標の実現に向けまして、災害や緊急事態への備えからなる、安全な暮らしの確保や自然の恵みを実感できる環境

共生社会づくりとして、まずは、現時点で可能なLED街路灯など、省エネルギー機器の導入推進と図るとともに、豊富なエネルギー賦存量など、本村の優位性を活かした太陽光発電を始めとする新エネルギーの導入を積極的に進めて、地球環境の保全はもとより、ゆくゆくはエネルギーの地産地消を図るなどして、クリーンにして、安全・安心の村づくりにつなげてまいりたいと思っているところであります。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長
1 番高木議員

1 番 高木さん

村としての新エネルギーの取り組みについては、総合計画、ここにもあります地域新エネルギービジョンにも沿った中で順次進められてきているのは十分理解しております。

しかしながら、家庭、事業所についてははっきりした目的による設置という部分がありまして、家庭においては本当に家庭における電気量の削減というか、その部分が多く、更に今、家庭ではオール電化という部分もありますので、停電時における事故、防御という部分も含めてどうしても推進していかなければなら部分が結構あります。ただ、公共施設においてはそこまではっきりとした目的がなかなか見えてこない中で、小学校の10キロワットについては教育の部分を含めた中で決められて浄化センターの50キロワット、福祉の里総合センターの60キロワットにしても規模的にはどうしてもまだ足りない部分がたくさんあります。この中で50キロ、60キロの設置する部分に関して相当の予算がかかってきますし、国などの助成補助事業の中で半分ないし、6割程度のものを出してもらいながらの設置という部分で村に対しても相当の負担が結構かかってくるわけです。それでこれからの公共施設において50キロ、60キロレベルの施設を設置していくのか、もうちょっと小規模なもので防災部分の蓄電機能が今あります小型の部分で地域に設置して進めていくのか、色々な方法が結構あると思うのですが、その辺をもう少し役場庁内の推進の部分で検討したり、更別村の新エネルギーの推進協議会という部分はまだ活動していませんが、その辺もきっちりと活動させていただいて、もうちょっと広い意見をもらいながら公共施設の大型な設置の部分についてはもう少し検討することが必要ではないかなと思っておりますので、その部分を含めてもう1度ご答弁をいただければありがたいと思います。

議長
村長

岡出村長

平成22年度に新エネルギービジョンを作ったわけですがけれども、その時の主な目的というのがCo2削減計画を目的として作ったところまでございまして、その後、3.11の大震災、福島原発の事故ということになりまして、また昨今は異常な気象状況で大規模な停電ということになってきた関係上、やはり次世代のエネルギーをどうしていくのか。原発減で今回の選挙でも争点になりましたけれども、原発に変わるエ

エネルギーをどうしていくのか、この問題があるわけでありまして、やはりここ数年でかなり原発に変わる代替エネルギーの計画づくりが国において本格的に始まると思いますので、その状況を見極めて私どもはやっていかねばならないと思っております。そして現在、太陽光発電、各公共施設に設置してございますけれども、やはりただエネルギーを生み出すということではなくて、災害時に備えた対応というものが喫緊の課題となっておりますので、そのために蓄電池、これは避難所となっているところについては、積極的に考えていかねばならない。その中でそういうものが加わりましたので、今まで計画している太陽光発電について、何でもかんでも公共施設にしていけることが投資と効果と合致しているかどうか、これは見極めていかねばならないと思っております。

新エネルギービジョンの中にもエネルギーの情勢、エネルギーの技術革新、エネルギーの関連施策がどのように変化するか見極めて計画をそれによって大きく見直していくという項目がありますので、現在のエネルギー情勢を冷静に見極めて村として対応していきたいと思っております。

ただ、随時進められるものについては進めていくという方向に変わりはございませんけれども、やはり公共施設については災害時の対応、蓄電池に重点を置かなければならない状態にありますので、とにかく全ての公共施設に太陽光ということにはならなくて、災害に優先する公共施設に趣を置いているという方向にならざるを得ないのではないかと私は思っているところでありまして、この問題につきましては、推進協議会と十分練り直して方向性を出してまいりたいと思っております。

議 長
1 番高木議員

1 番 高木さん

太陽光の部分で今、災害時の対応についてはいつ起こるかわからないという部分で本当にこれが設置が必要なのかどうかという部分もけっこう検討が必要な部分もあるとは思いますが、今、家庭内では自立発電の部分で十分対応出来ておりますので、村として助成を出しながら村内においても個人の方々、事業所の方達が積極的に設置を今進めていますので、十分に災害時においてもそういう人達と協定を結びながら連絡を取り合って対応することによって十分災害時にも対応していける部分が多々あると思っておりますので、そういう部分も含めて検討していただくのも重要なことと思っております。更に被災地の方で今、利用されています街路灯については公共施設の駐車場とか学校の駐車場などに1基、2基設置するだけで、十分対応出来るような部分がありますので、こういうものについては、それほど予算的にも高額なものではありませんので、防犯カメラも設置しながら対応したり、ストーブ一機、電気を1つ付けるだけの補助的な部分の電力が十分確保出来ます

ので、一時的な避難の場所としても結構利用されているそうですので、その辺も十分検討していただければ大きな部分ではなくて小さな予算で村民に安心を与えられるような施設と対応をしていただければと思います。

その辺についてよろしく願いいたします。

議 長
村 長

岡出村長

街路灯につきましては現在、太陽光で発電で蓄電したものを夜中に使うというシステムはかなり進んでございまして、それについては私どもも調べてございますので、順次必要などころについては検討していきたい。

それから特に災害の避難所となるような公園広場については、かなり各町村で進んでいるところもございまして、それらも調査をさせていただいて、やはり公園に設置する街路灯については、そのようなものに切り替えていくとか、そういうような方向に持っていきたいと思っているところであります。

それから事業所を特に最近の福祉事業所についてはオール電化の所が多いわけでありまして、そこが今回のような大規模な停電となりますとどうなるのか、その影響も調べ上げていく必要がある。補助電源というか発電機があるのか、そういう施設が完備されているのかとも調査して、これらについては少し前向きに対応していかなければならないと思っているところであります。

公共施設だけではなくて、民間、社会福祉法人、それらの進めている事業所も含めて全般的な考えで対応していきたいと思っているところであります。

議 長
1 番高木議員

1 番 高木さん

どうもありがとうございました。

議 長

この際、暫時休憩いたします。 (11 時 10 分)

午後 6 時 00 分まで休憩いたします。

議 長

休憩前に引き続き会議を開きます。 (18 時 00 分)

5 番久門議員

5 番 久門さん

更別村議会、初めてのナイター議会でございます。

夜分、貴重な時間に発言のお許しをいただきました。

通告に従いまして村づくりについて村長の所見をお伺いします。

まず 1 項目目といたしまして、除排雪体制の整備充実について、村長にお伺いいたします。

例年 4 月に入ってから降雪があります。

村ではこれまでも村内 5 業者の方のご協力体制のもと、貸与車両、借上車両等委託契約で対応しております。その度に車両保険の加入とか色々な体制を整えて事故災害等に備えて除雪体制に取り組んでおられます。

しかし、そうであっても契約期間は普通、3月31日で切れるわけ
ありますから、まず何か不慮の事故等にあった時は、この契約がどう
なのかということで責任を問われるわけであります。近年、他町村で
もそのことについて検討され、帯広市なども短期間であっても4月か
ら契約を結んで除雪体制に臨むという体制を組んでおります。まずこ
のことについて、村ではどう対応されていくのか。これが1点目の質
問事項であります。

それから2点目といたしまして、これも除雪に関連することなので
すが、高齢者等に対する、これは私は生活弱者と言っているのですが、
障害者等も含めてのことではありますが、市街地の特に更別市街が主に
なるのですが、排雪作業を降雪と同時に排雪、運搬作業を行っており
ます。これによって住民も大変に助かって喜んでいるところでありま
す。しかし、一方で車道脇にグレーダー等で削り出し、道路の脇に寄
せておいて積込むわけでありますから、この時に車が出かけようと
思っても車庫の出入り口とか入り口が塞がれ、これらの対応も検討し
てほしいということが第2点目の質問であります。

3点目の質問であります。これは25年度以降の除雪機械の維持管
理体制であります。これにつきましては、従来、村の技術職員が中
心となって車両センターの管理を行ってきております。車両センター
には除雪機械の大小を含めて5台、あるいはスクールバスを始め、村
民バス等も一緒に同じ車庫に格納されております。これら車両センタ
ーの管理を技術職員がおられますから、今まではそういう体制で組ん
できたのですが、今後、技術職員が定年退職を迎えていなくなる。25
年以降には全くいなくなるような状況になるので、そこら辺の管理体
制、合わせて除雪の指導体制もどのようにするのか、それらについて
もお伺いしたいと思います。

4点目につきましては、今年度中にインターチェンジが開通する予定
となっております。従いまして、開通に伴って東15号通り、中学校の
通学道路ですが、今の葬祭場から中学校にかけての交通量も増えるだ
ろうと、これに伴って村も色々と体制を組んで、これまで歩道の整備
とか案内標識等の設置、あるいは各種の安全対策等事業を推進してき
ておりますが、これにつきましては、特に申し上げたいのは、この道路
は更別村の排雪運搬車両の道路でもありますから、交通が運搬車両と
重なった時に危険を増すので、これらについてどのように対策を考
えているのか。

以上4点について、村長の所見を伺います。

岡出村長

久門議員ご質問の除排雪体制の充実についてお答えを申し上げま
す。

本年度、村道の除雪延長につきましては、1次路線から3次路線まで

議 長
村 長

合わせまして、251キロメートルとなっております。また、歩道の除雪につきましては、片側・両側の歩道合わせまして、40路線、16.9キロメートルとなっております。

ご質問の1点目、年度をまたぐ4月以降の除雪体制でありますけれども、村の除雪体制は、村内の5業者と借上車両・貸与車両、それぞれで委託契約を結びまして、住民生活や経済活動に支障のないよう努めているところであります。

委託契約期間に関しましては、議員もご承知のどおり、公会計につきましては、単年度主義でございまして、北海道のような年度をまたぐ除雪業務があるところについては、予算措置等の問題があるわけです。どうしても現年度の3月末日までの委託契約とならざるを得なく、新年度に入ってから4月の除雪につきましては、新年度予算によりまして、前年度と同様の条件で臨時対応として行ってきたところであります。

万一の事故に備えて、車両保険につきましては、グレーダ及び小型ロータリ車につきましては、夏場の道路維持の関係もありますことから、4月1日より契約をしております。また、その他の除雪車両につきましては、4月の降雪も考えられますことから、継続して4月までの加入にて対応いたしているところであります。

そこで、今までの方式でも特に問題はないと考えておりますけれども、4月の降雪を想定いたしまして、4月期間だけ委託契約を新たに結ぶのか、また継続費の予算を組みまして、年度をまたいでの契約を可能にするのか、これは検討してまいりたいと思っております。

2点目の高齢者、弱者に優しい除排雪のご質問でございますが、市街地の除排雪作業につきましては、効果的でスムーズな除排雪といたしまして、管内でも特徴的な除雪と排雪を同時に行う方法により行っておりまして、この方式につきましては、結果として、早く排雪まで終わるということで住民から評価され、定着していると思っております。

除雪作業、また排雪作業に関しましては、どうしても住民の方のご理解とご協力をいただかなければならないわけでありまして、現在の方式が特に市街地におきましては、後戻りがなくて、また速さ的にも最良の方式と考えておりまして、大雪、豪雪等で非常に時間がかかるという特殊な事情により、遅れてしまう以外、現行により行ってまいりたいと思っております。

3点目、職員の退職による現有除雪機械等の維持管理と道路維持管理、そして除排雪の指導体制のご質問でございますけれども、これは来年3月末をもって技術職員が退職となるわけでありまして、退職となりましても、これは業務に支障のないようにしてまいらなければならないと思っております。

4点目の更別インターチェンジの開通に伴いまして、東15号通りの

議 長
5 番久門議員

交通量の増大と除排雪時の運搬車両による児童・生徒の安全対策でありますけれども、更別市街の雪捨場につきましては、ご承知の通り 2 箇所ございまして、市街地の排雪範囲、運搬距離から両方に分けて行っているものであります。

その中で、通学路となる中学校前は、極力避けて行ってございませけれども、今後、更別インターチェンジ開通後の交通量の状況によっては、新たな安全対策が必要と私も思っているところであります。

これは事故のないようにしてまいりたいと思っております。

以上、答弁といたします。

5 番 久門さん

再質問をさせていただきます。

ただ今、村長から 1 点目の年度をまたぐ除雪については検討をされているようなお話でありました。これは何十年間もこういう形をしてきたわけでありまして。幸いにして 4 月以降の大きな交通事故もなく今日まで平穩に業務が遂行してきたのでありますが、いついかなる時に何が起こるかわかりませんので、何分にも契約をしておかなければ全ての委託業務をしても、そのことが訴訟の争いになっても困るし、責任分野においても明確になっていなくなるものもありますので、これらについては、それぞれ村の事情もありますけれども、再度ご検討を願いたいなと思っております。

2 点目の同時に雪を集めて排雪するというやり方については、何も否定をするものではありません。非常に住民にも喜ばれております。このやり方が非常に効率的なのですが、これもこの間の雪ですが、今年も 12 月に入ってから、7 日、9 日、16 日、17 日と今日にわたって 3 回の排雪を行っております。これ位の雪であるとそんなに支障はないのです。ただこの雪の量が多くなる時にそれをがさっと出されると今出かけようと思う時は特に困るし、私どもは健常者であっても大変なのです。そこでこれは考えて欲しいということは、本当に体力的にも大変な方、あるいは障害者の方だとかもおられますので、その人が助けてくれ、何とかしてくれと言ったときには村で対応出来る体制になっているのか、そこを再度質問します。限られますから、そんなにはないと思うのです。それらの対応をしていただきたいと思っております。

3 点目につきましては、今後体制が色々と変わるわけでありまして、これらにつきましても村の職員がいなくなっても業務に支障になるようなことは特にはないと思うのですが、これらについても技術職員がいなくなるということは、それだけ民間委託にウエイトがかかってくるのです。そこら辺の考え方ももうちょっと整理して新たな体制を組み直してみる必要があるのではないかと思うわけでありまして。

そのことによってお互いに管理体制がはっきりとしてくるという体

制でより明確な管理体制をしていくことによってスムーズな業務の遂行が出来るということで、これについても再度村長の考え方をお聞きしたいと思います。

4点目につきましては、通行量を見なければわからないのですが、今の状況の中ではやむを得ないのではないかなと思っております。雪捨て場が適度な場所がなかなか見つからないわけでありますから、どうしても排雪時だとか通学の登下校時にぶつかることもあります。その時の交通安全対策というのを作業をする場合には是非交通誘導員とか交通整理員をつけてもらって、それを条件にきちんと契約していけば、その対策が講じられるのではないかなと思っております。その点について補足して答弁することがあればもう1度よろしく願いいたします。

議 長
村 長

岡出村長

特に2点目の高齢者、弱者は通常の除雪の時には、それぞれショベルでその家の前を個人毎に跳ねるとか、そういう対応は村としてはやり切れないところがあります。ただし、今の連絡網からいくと急病とかそういう特殊な時は私どもはすぐ対応する体制を整えますけれども、通常、車を出すのが遅れるとか困るとかという対応は現状では私は難しいと思っているところであります。やはり、私どもも一生懸命やりますけれども、少し我慢するところは我慢していただきたい。それによって除雪費につきましても限界があるわけですので、やはり費用と効果を見極めながらやっていきたいと思っているところであります。

それから3点目、技術者退職となりますけれども、やはり色々な問題がありますけれども、請負の業者さんとその辺は綿密に連絡を取り合って、緊急時にも対応出来るような体制を整えていく、これは基本でありますので、技術者がいなくなったから出来ませんということにはならないように私どもは考えていきたいと思っているところであります。

4点目の中学校前通り他、通学路の安全対策でありますけれども、これは状況を見て誘導員を配置するとか、そういう対策は私は必要だと思っておりますので、状況を見ながらこれはやっていきたいと思っております。

以上であります。

議 長
5番久門議員

5番 久門さん

非常に前向きな答弁をいただきました。

そこで、再々質問になるのですが、2点目の私が申し上げているのは、一般の人はやっぱり我慢してもらわなければならないというのはそのとおりなのです。弱者については村に電話すれば対応してあげるといふ一言だけのことなのです。その親切心があれば住民も安心して、この更別村で頑張れる間は高齢者の方は頑張っているのです。そういう

配慮も必要なのかなと思っております。

先程、広報で除雪体制が 3 ページにわたって色々とマナーだとかルールだとか掲載されております。その中にでも良いですから、そういう非常の事態とか緊急時の場合は対応してあげるよと、それだけでこの問題は住民に安心を持って住んでいただけるような解決策になるのではないかなと思っております。

これについては改めて答弁はおりません。

ありがとうございました。

次に 2 項目目の教育委員会の方に質問をしたいと思っております。

これは、各各学校におけるいじめ・不登校の取り組み状況についてであります。文部科学省のいじめに関するアンケート調査では、24 年度上半期、4 月から 9 月までの半年間で前年度の約 2 倍に急増したと報道されております。どなたも承知のことかと思えます。約 75,000 件が認知と報道されております。これは、最近はいじめに対する認知の見解、定義が色々と変わってきておりますが、そんな関係もあつたりして厳しく調査がされていることの現われなのかなと思っております。

一方、村内においては、昨年、教育懇談会がありまして、その席で、幼・小・中・高の各校長先生とも懇談の場を設けていただきました。そんな中では、更別村の気候風土の中では、いじめは全くないのだという明るい良い言葉を聞いたわけでありますが、しかし、このいじめについては、いつどこで起こるかわからないのが実態です。日常の指導教育が必要であります。

そこで次の 2 点について教育委員長の所見を伺います。

村内各学校、小中学校において、いじめ等に関するアンケートを年何回実施し、その結果、認知事象はないのか。また課題解決をどのように対処されているのか。

2 点目につきましては、不登校生徒に対する、未然防止や早期発見、早期の対応策が重要であります。村内不登校児童生徒の実態は、また事象発生時の対応のあり方、不登校生徒に対する早期の対応策について、どのようになされているのか。また各学校から教育委員会、各家庭、地域等には情報提供がなされているのか。

この 2 点についてお伺いいたします。

渡辺教育委員長

久門議員ご質問の村内各学校におけるいじめ・不登校について、お答えを申し上げます。

1 点目のご質問であります。いじめについてでございますが、いじめの問題が大きな社会問題になっている中で、全国で児童生徒の生命・身体の安全をおびやかす重大事案となって発生したところでございます。文部科学省は、今年 4 月から 9 月までの半年間について緊急

議長
教育委員長

調査を実施したところ、認知件数約 144,000 件と昨年の 1 年間の 2 倍を上回る結果となったところであります。

道内の公立学校におきましても、認知件数約 2,900 件と半年で昨年度 1 年間に近い件数が確認されたところであります。

更別村内小中学校におきましても、調査を実施したところでありますが、いじめと認知する態様はありませんでした。

また、年 2 回 5 月と 11 月に村内小中学校全児童生徒を対象に実施しております。

いじめに関するアンケート調査をもとに確認した結果、認知する実態はありませんでした。

しかしながら、いじめは個々の行為がいじめにあたるか否かの判断は、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うものであることを認識し、早期発見に取り組んでいくことが大切であり、いじめは、どの子どもにも起こり得るという危機感をもって、いざこざ、またはけんかと思われるようなことでも、背景にはいじめが隠されている場合があることを念頭に各学校において対応しているところでございます。

また、児童会、生徒会による、いじめをなくそう宣言の集会等、児童生徒自らがいじめのない明るい学校づくりに積極的に取り組んでおります。

児童生徒が良好な人間関係を築き、楽しく充実した学校生活を送ることができるよう、道徳教育をはじめ教育活動全体を通じて、いじめが人間として絶対に許されないという子どもの意識を繰り返し説明するなどして、いじめの未然防止に一層努めていく考えでございます。

2 点目のご質問でございますが、不登校についてであります。

現在、村内の学校におきまして、不登校に該当する子どもがいるところでございます。学校対応といたしましては、学級担任・管理職・養護教諭からなる対応チームにおいて情報共有を図り、本人や保護者との面談、家庭訪問を行うなど、解消に向けた対応を行っているところでございます。

不登校児童生徒の状況などについては、随時、教育委員会への情報が提供され、現在の状況や今後の対応策などの見通しについても必要に応じて情報交換がなされてございます。

また、不登校に対し、各学校では年度初めに学校としての未然防止や早期発見・早期対応、発生時の対応などについては、共通理解を図っているところです。

各学校の認識として、児童生徒が不登校とならないための未然防止策として、学校におけるいくつかの取り組みがございます。主なものとして、1 点目、子どもにとって居場所があり、人間関係に絆を感じる事の出来る学級・学校づくり、2 点目、いじめなどがなく、安心して通うことができる学級・学校づくり、3 点目、わかる・できる喜びが実

感でき、学ぶ意欲を育む授業づくり、4点目、発達段階に応じた決め細やかな配慮などがあげられております。

しかしながら、不登校となるきっかけの4割弱が学校生活に起因であったり、また、本人の問題に起因も4割弱を占め、2割弱が家庭生活に起因となっております。また、きっかけがどうであれ、不登校状態が継続している理由の3割弱が不安などの情緒的混乱であったり、複合的な理由により、いずれの理由が主であるか決めがたいも3割弱でございます。無気力が2割など、要因・背景の複合化・多様化の傾向にございます。

よって、一律の対応とならない中、各学校では、未然防止に努めながら、不登校の状態となった場合には、次のようなきめ細やかで柔軟な対応に努めているところございます。例えば、1点目、学校全体の問題として捉え、情報を共有化、同一歩調での対応、2点目、学校内外のネットワークによる情報共有と支援、3点目、家庭・保護者との緊密な連携による登校支援、4点目、不登校児童生徒の立場に立った配慮、5点目、保健室・相談室等の登校に向けた環境・条件整備などがあげられます。

不登校に関しては、児童生徒に応じた適切な対応が大切となるため、先程も申し上げましたように一律の対応とはなりません。また、学級内の他の家庭や地域に対し、情報提供をする際には、何よりも不登校状態にある児童生徒や、その保護者の状況に応じてなされなければならないものと考えております。教育委員会といたしましても学校・家庭の状況に応じた支援を心がけているところでありますが、不登校の未然防止・解消に努めてまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

5番 久門さん

細部にわたって色々ありがとうございます。

再質問をさせていただきます。

いじめについてアンケート調査を更別村でも5月と10月に行っていると先程の報告でありましたから、このアンケート調査の実施方法なのですが、記名式で書いてもらっているのか、あるいは無記名式なのか、まずその点をお聞きしたいのと、合わせてアンケート用紙は多分一般的には選択肢で該当事項を○印で囲むというような状況になっているようです。この学校ではどのようにされているのかはわかりませんが、アンケートの用紙の記入を多分、机上で書かせて、その場で回収する方法を取られているのではないかと思います。これは子供達にとっていじめられている子供にしてみれば、非常に周囲の目が気になるわけでありまして。なかなか本当のことは書けない。そんなことでこれはアンケートの記入方法も2回取るのであれば1回位は家庭で記入させて改修するというような方法も最近、道議会でも11月12

議長
5番久門議員

日の予算特別委員会でも議論がされているところでもあります。このことについての考え方をまず1点と、それと不登校についての考え方がありますが、それぞれの不登校には不登校になる色々な要件があるようでございまして、これは今不登校があるような話だったのですが、この事象について私は申し上げているわけではありません。特定の場合を申し上げているわけではありません。この不登校の原因にも本人、家庭環境、本人の情緒不安定にもあると、多様な要件、きっかけがあるのだと、そのために柔軟な対応をして環境条件も整えているということでもあります。

この不登校生に対する特定の子供をさして申し上げておりません。

そこで不登校によって学習の残りとか学級の子供達についていく習熟度の度合いだとか、色々と特にここで申し上げるのは補完体制はどのように進められていくのか、この点について出来れば教育長の答弁をいただきたいと思います。

議 長
教 育 長

高島教育長

まずいじめのアンケートの実施方法でございまして、これは道教委から示されているアンケート用紙に基づきまして各学校で小中学生、児童生徒全員に各学級担任から配布をしまして、記入方式で実施しております。用紙は選択項目によっていじめられているか、いじめられていないかということの中で、それを丸をすることによって特に小学生の低学年につきましては、内容の把握がなかなか出来ない状況でありますので、学級担任からいじめの定義も含めまして詳しく説明をして、学校で直接記入をさせているところでございまして。この統一のアンケート調査につきましては、昨年度については家庭に持ち帰ってということも実施しておりましたけれども、今年度から各学校で記入をしているところでございまして。

それから不登校のことでもございましてけれども、先ほど申し上げましたけれども、不登校になる要因は様々な要因があるわけではありますけれども、やはり魅力ある学校づくりということで、子供、児童生徒が学校に通いやすい環境をつくるのが1番ということでもありますけれども、中には家庭の事情があったりということもございまして。そういった中で、魅力ある学校づくりに学校も努力しておりますし、私もそういった指導をしているところです。その学習体制の補完状況でございましてけれども、先程申し上げましたが、学級担任ですとか、管理職、養護教諭からなります対応チームによって家庭訪問、面談をした際にそういった事業等も学習状況も含めて保護者にも合わせて、そういった提供をしているところでございまして。

議 長
5 番久門議員

5 番 久門さん

更別村はいじめがないということなので安心はしているのですが、先程、教育委員長が申されたように、いじめは隠されている場合があ

るということを念頭に道徳教育、更には学校教育全体を通じて、未然防止に努めているというようなお話を伺っているところであります。

しかし、本当にいじめがなかったのかと言ったら、これは表には出ないのです。特になぜ出ないのかと言ったら、小さな村でいじめられましたとか、いじめたとか、多分保護者も教育委員会も学校も出来ることなら出したくないのです。それは本当の心情ではないかと思えます。だけど、そこで犠牲になるのは子供なのです。私も子供がいて、何年か前まで更別村の小中学校でお世話になってきたのですが、その中でも聞く話の中ではいじめられたけど、その時は言えなかったのだと、それでその子供も学校に行きたくないと言いつたり、成績が急に下がったり、そんな話を聞いております。そういうように表に出ない部分がある。出せないのです。そのところをアンケート調査で子供のシグナルを早期に察知して未然に防いでいくということも1番大事でないのかなと思っております。このいじめられたそういう子供は嫌な思いをしたりとか、精神的な苦痛を受けた、今はそこまで細かくなってきておりますが、それらについても大人になっても、そのことを忘れないのです。心の傷になるのです。ひきずっていくのです。そのことを更に念頭に置かれまして健全な子供達が育つように今後もどりよくされますことを切にお願い申し上げます私の質問を終わります。

議長
教育長

高島教育長

いじめの対応ということで、これは学校も私達も日頃から児童生徒の発する小さなサインは本当に敏感にどんなことでもそういったサインを受け止めるように努めております。どんな悩みもそれぞれ先生方が共感しながら相談に応じれる校内体制づくりを進めるように学校、教育委員会、合わせて指導しているところでありますので、今後も更に強化をしてまいりたいと思えます。

5番久門議員

ご丁寧な答弁をいただきありがとうございます。

以上で私の質問を終わります。

議長

この際、暫時休憩いたします。 (18時45分)

午後7時00分まで休憩いたします。

議長

休憩前に引き続き会議を開きます。 (19時00分)

2番 高橋さん

2番高橋議員

通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

小規模土地改良事業の実施について、また更別村住宅リフォーム助成制度についてということで、2点について質問させていただきたいと思えます。

最初に、小規模土地改良事業の実施について質問させていただきたいと思えます。

この質問に関しては、平成20年3月、平成21年9月と質問させて

議 長
村 長

いただいております、今回で3回目の質問となると思います。

本年も5月の大雨の影響で、馬鈴薯、てん菜等、村内でも発芽不良等の被害が大変多くの畑であったわけでございます。

また現在、道営事業ということで実施されているわけでございますけれども、農業者等のご意見を伺いますと、村単独の事業として客土、除礫等の事業助成をお願いしたいという意見が多々あるのが現状で認識している次第でございます。

村長は平成21年9月の答弁では、道営事業では本当に小規模な所まで拾い上げているということ、また本当に小規模なものまで公費をもって整備をしていかなければならないことについては、各農家がこれまで自助努力の中でやってきているということで、小規模なものまで支援をしていかなければ出来ないのか、また、その辺についてお考えを整理していただければならないと思っていることとございました。それらも含めて村長のお考えを伺いたいと思います。

岡出村長

高橋議員の小規模土地改良事業、暗渠、客土、除礫の事業の実施について、お答えを申し上げます。

小規模土地改良事業を村単独にて実施してはとのご質問につきましては、ご質問の中にありましたように、平成20年の第1回定例会、そして平成21年の第3回定例会にも、ご質問をいただいているところであります。

その際にお答えを申し上げますことは、道営畑地帯総合整備事業にて計画中であり、そうした中で、希望しても当事業の採択とならなかったもの、また、道の採択要件が実態に合わないものなどを調査し、検討させていただくとしたところであります。

この事業につきましては、受益者の希望にそうように、小規模なものも計画にほぼ盛り込みまして、現在、本格的な面的工事を実施しているところであります。

更に、その後において、緊急に加わりました農業体質強化事業によりまして、小規模なものを含む、暗渠整備事業が平成24年と25年度の2か年にわたって実施をいたしているところであります。

その中であって、また更に新たに村単独事業を立ち上げることににつきましては、私は当面難しいと判断せざるを得ないところであります。

また、公費をもって整備する規模的なことにつきましては、現在、20アール、0.2ヘクタール程度のものも全て拾い上げて整備計画に入れておまして、やはりそれ以下につきましては、これまで個々の農家が自助努力によって整備されてきた経過等を踏まえまして、やはり村単独の公費による整備は難しいと判断せざるを得ないところでございます。

なお、体質強化事業による暗渠整備事業に関しましては、2か年の事

議長
2番高橋議員

業にて行われるわけでありますけれども、現在、希望事業量に対しまして、3分の1程度の採択の見込みでありまして、これに関しましては、当然、事業の延長を要請するとともに、かなわない場合は、新規道営事業等を計画し、希望に応える努力をしまいたいと思っております。

まずは道営体質強化事業で希望の出てきたものを全て実施する努力をしまいたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

2番 高橋さん

まず採択要件に合わないものということで、合わないものに関しては除礫の関係で1メートル角で50センチメートルの深さで掘って、除礫が5%以上でなければならないということと、その除礫の大きさは35ミリメートル以上ということで、これに該当しなくて自助努力でやっている方もお聞きしてはいます。あと、農業体質強化基盤事業ということで、平成24年と平成25年と2か年あるわけですが、24年度は8ヘクタールということで、25年度は10ヘクタールということで、全体の申し込みについては62ヘクタールあったということで、44ヘクタールの方がまだ希望を持っていることとございます。

次に隣の村で新元気な畑づくり事業ということでやっているのをお聞きした内容について説明したいと思います。事業費は7,000千円ということで、農協は一切関連していないということとお聞きしております。村単独というお話でございました。客土に関しては1形態あたり50台以内、補助金額については1台2,500円以内、また石礫除去ということで運搬12,500円以内、機械につきましては1時間2,500円以内、これは1形態あたり40時間以内でございます。あと更別村は堆肥で1,000万円助成はしているのですけれども、これも中札内村はこの中に含んでいるということで、販売単価の2分の1以内ということでございます。またこの内容につきましては、街の近郊の農家に散布した場合に悪臭の緩和ということで助成しているそうです。この事業費は3件とか5件とか、20万円から30万円程度の範囲ということでございました。最後に中札内村はストーンクラッシャーと言って石を砕く機械だそうです。この機械がある前は大体予算の半分くらい、3,700千円程度しか希望がなかったということで、このストーンクラッシャーの範囲では3,500千円位、24年度に関してはあるということでございました。また今年のように大雨だと畑1枚の中で水が滞水している所を1本暗渠することによって、2町なり3町なりがかなり水はけが良くなるということは言えるのです。だから0.2ヘクタール以下ということではございますけれども、その点、農家も頑張っていますので村も是非少し中札内村の事例もなされた中で少し検討していただけないかなと思っております次第です。

議
村

長
長

ということで、再答弁をお願いしたいと思います。

岡出村長

中札内村の単独事業に関しましては、道営事業をやってきたのだけれども、ここからの地区は道営事業をやらないということで、単独事業で始まったとお聞きをしているわけでありまして。ですから年間7,000千円程度ですから、私どものところは道営事業5年間で村で4億円を村費をつぎ込むわけですから比較にならないわけです。ですから私どもはやっぱりきちんとした事業を行うためには、道営事業でやった方が村にとっても農家さんにとっても良いという判断の元にやってきているわけでありまして、そちらの方を置いて中札内村のようにしてくれということになると、私どもは財政的には助かるのですけれども、土地基盤整備というものはお金をかけてきちんとやらなければならないと判断しておりますので、今回の暗渠事業についてもきちんとやっていきたいということで、62ヘクタールの暗渠の事業の希望がございまして、昨年、平成24年度には8ヘクタール、そして今の見込みでいくと平成25年度は11ヘクタールが枠としていただいているわけですが、残り43ヘクタール程余ってしまうわけです。これを優先して私はやっていきたいと思っているところであります。

そのためには事業の継続、また新たな事業も含めてこれからやっていかなければなりませんけれども、色々な方法を用いて43ヘクタールは完了していきたいと思っています。

それからちょっとの所、暗渠あるいは特殊な方法によって浸透枘を作る。そういうものは大変有効なことだと私は思うてございまして。その本当の小規模のものを農協とも相談してやろうと、農協さんが協同してやれるなら私どももやろうという名目は立ちますけれども、けれども農協さんはそれは個人の努力だということだったのです。ですからやっぱり私どもは本当に畑を管理している方は既にそういうことをやっているという実態を捕まえて私は言っているのもあって、決してその2反以下をないがしろにしているということではございません。もし、その浸透枘方式が有効な方法であるとかであれば、私どもはやった所を検証したり実証実験として効果を見るためにやっても良いとおもってございましてけれども、あくまでも何か所か試験的に取り組む以外は制度として全て要望どおりやるということにつきましては、現在、色々な制度で事業が走っておりますので、まずそれを終えてからにして整備をしていきたいと考えているところであります。何回も質問をいただいて、この程度しかお答えにならないわけでありましてけれども、更別村は土地基盤整備、他の町村よりも積極的にやっているということだけのご理解をいただいて欲しいなと思っているところであります。

議

長

2番 高橋さん

2 番高橋議員

確かに担い手事業ということでそれはよくわかります。

ですけれども、私が言いたいのは、その分野とはまた違った分野なのです。要するに畑を持っていれば必ず悪い箇所はあるのです。その分を毎年、少しずつやったらどうかなという意見もあるのです。

あと浸透枘だとかセキュリティで暗渠というか、これは絶対に良いに決まっています。確かに水が浸透して良いことだと思います。

あと農協関係の話なのですけれども、それは強く農協にお願いしたいこうと思っております。ということで、この質問は担い手事業の継続はしておりますけれども、なお一層村長にお認めいただけるまで質問させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思っております。

議 長
村 長

岡出村長

私も出来るものならやりたいと思っておりますけれども、やはり本当の小規模なものまで村でやるということになりますと、際限がないわけです。ですからある程度今はもう道営も 2 反まで認められてきておりますから、要望の取りまとめの時に採択にならなかったものはないのかと私どもは調査していますが、全て要望どおり計画に組み入れておりますので、それ以上あるということは私の方であまり聞かないわけです。ですから議員さんと私の受け止め方が違うかもしれませんけれども、そのような要望が多いとなれば、やはり農協とも話し合っ、て、ここはもし必要だとなったら農協も半分くらい出してくれれば私どもはやる方法はあるのですけれども、実際に農業者の方々はそのような小規模なものは自助努力でやっている、これは農協では出来ませんよという答えが私どもは 3 年前にいただいておりますので、その辺をもう 1 度確認をしていきたいなど、私は自助努力の範囲でないかなと思っております。

議 長
2 番高橋議員

2 番 高橋さん

よろしくお願ひ申し上げます。

2 点目ですけれども、更別村住宅リフォーム助成制度について質問させていただきます。

現在、新築住宅、太陽光発電等につきましては、助成の対象になっているわけですが、住宅のリフォームについては助成制度がないと認識しております。

平成 23 年度から平成 25 年度の年度別実施計画においても計画はございません。

農業者等の住宅におきましては、二世帯住宅、または世帯別住宅等があるわけですが、それぞれの諸事情によりまして増改築住宅等も考えられます。

また村外からの移住者で中古住宅等を購入された場合にも、ある程度の助成措置の必要があるのではないかと考えますが、村長のお考え

を伺いたいと思います。

岡出村長

住宅リフォーム助成制度についてお答えを申し上げます。

更別村住宅建設等補助事業につきましては、村内の定住人口の確保と増加を図り、更に、街中の賑わい向上に資する居住の誘導を推進して、もって地域の活性化を図ることを目的に、平成22年度から実施をしております。

これまでに中古住宅の購入を含めて46件に助成をいたしているところであります。新築38件、中古住宅8件となっております。

住宅のリフォームに関しましては、補助対象としておりませんが、管内で補助している町村の状況を見ますと、その補助要件といたしまして、町内の業者を利用して、かつ補助金は地域の商品券等で交付するという町村がほとんどでございまして、地域の経済対策の一環として実施されているものであります。

更別村におきましては、他町村とはちょっと状況が異なっておりまして、他町村のような制度では、特に施行業者が限られているということでありまして、特定の経済対策となってしまうという問題点があるわけでありまして。

そして、リフォームに関しては、様々な形態が考えられますことから、やはりリフォームに関しましては、補助対象にすることにつきまして、私は現状下では難しいと思っているところであります。

しかしながら、後継者用の増築だとか、色々な世帯の分離だとか、色々な形態が考えられまして、やはり中には1戸並みの増築を考えられている方もいるということを見ますと、これは住宅助成制度が始まって3年目になりますので、本制度の効果を検証するとともに、こうした課題については、やはり検討すべき課題だと思っているところであります。

この制度は22年から26年の5か年間の期間限定の補助制度でありますので、今年3年目を迎えましたので、これらを含めて補助制度の見直しを図っていきたく思っているところであります。

なお、中古住宅の購入につきましては、本助成制度の中に入れてございます。10年以内の住宅でありますと、50万円まで、それから10年を越える住宅でありますと30万円まで補助するということになってございまして、これまで8件の利用がされているところであります。

その他、用地の取得につきまして、補助制度を設けてございまして、これは幕別町だとか今色々なところで始まってございましてけれども、私どもは選考して実施した制度でございまして。これらの効果を検証して、また色々な形態がありますので、検討させていただきたいと思っているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長
2番高橋議員

2番 高橋さん

リフォーム助成につきましては以前からありましたのが帯広市と幕別町かなと思います。最近の新聞等に最近の質問で清水町だとか大樹町辺りが25年度より実施するということが載っている中で、他町村も検討しているのだなということがわかります。

それから新築に関しては平米あたり1万円をかけて100万円が上限ということでございます。中古住宅につきましても10年以内のものについては50万円、10年を超えたものについては30万円ということで、これはわかるのですけれども、中古住宅でもリフォームということは多分出てくると思います。そういう中でその辺をどうお考えなのかなということと、地域活性化、村内業者に選定するという点に関しては、どこかでは下請けの場合は該当するとかありますので、その辺をもう1度お考えを伺いたいと思います。

議長
村長

岡出村長

各町村で公共工事が減っておりまして、そのために地元の業者を利活用して活性化しようということで対策を組んでいるわけですが、これらにつきましても、とにかく把握、補助の交付手続、本当に少額ですけれども手間がかかってしまう。また職員もその業務に追われるというようなこともあります。私ども、新築であれば把握は簡単でありますので、どこの業者がやろうと現在は増築を対象にしてございませぬけれども、新築に関しましては、平米1万円の100万円、太陽光を付ける場合は太陽光の補助金と、そういうことでダブルで対応しているわけでありまして、リフォームとなりますと屋根のトタンから壁、塗装、色々な工種がありまして、私どもは本当に確認するには大変な作業になる。また補助金額も多い所で30万円限度というような状況を鑑みますと、やはり今のところは私は難しいのではなかろうか。それから大規模なリフォームをされるより昨今は建て替えた方が安いということもございまして、建て替える方が多いわけでありまして。やはりこの先のことを考えますと、その細かいリフォームよりもまずは新築、それから大規模な増築を対象にしていくことで私どもはやっていきたいと考えているところであります。ご不満でありましようけれども、やはり効果的な投資というものを私は求めていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長
2番高橋議員

2番 高橋さん

なかなか難しいところでございますけれども、リフォームと言っても、増築、大きなもので対処するという村長の考えということで承りますけれども、幕別町あたりは商品券ということで、帯広市あたりは交付金で出されているのかなとは思ひますけれども、ある程度の範囲はあると思ひますけれども、その辺考慮してお願ひしたいと思ひます。

議 長
村 長

岡出村長

私どもは昨今の災害のこともございまして、耐震調査、耐震補強、それらの制度を作って補助することにしてございますけれども、補助制定以来、私どもは行政区懇談会でその制度の普及に関しましては、ずっと説明してきたわけでありまして、今まで4年になるわけでありまして、1件の申し込みもないという状況でありますので、やはりリフォームに関しましては少額なリフォームが多いのかなと思っております。基本的な躯体の補強となりますと大変なお金がかかりますので、そういうものについては耐震補強等の補助制度もございまして、何とかそちらの方を利用していただきたいと思っております。

答弁、何回もいただいて満足な答えにならないわけでありまして、基本的に私は小規模なものにつきましては、それぞれのご負担でお願いしたいし、大規模なものについてはやはり村の補助制度を活用していただきたいと思っております。

2 番高橋議員

議 長
議 長

以上で質問を終わらせていただきます。

これをもって、一般質問を終了いたします。

日程第6、閉会中の所管事務調査について、総務厚生常任委員会は、財産の取得と活用について、議会運営委員会は、議会運営について、議長の諮問に関する事項について、議会広報の発行について、それぞれ閉会中の所管事務調査として調査したい旨、各委員長より申し出があります。

おはかりいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の調査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の調査に付することに決定しました。

以上をもって、本定例会に付議された案件は、全部終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により本日をもって閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。

したがって本定例会は、本日をもって閉会することに決定しました。これにて平成24年第4回更別村議会定例会を閉会いたします。

(19時33分)

上記会議の経過は、その内容と相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 24 年 12 月 17 日

更別村議会議長 木 山 幸 則

同 議員 本 多 芳 宏

同 議員 高 木 修 一